

「第6次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県総合企画部政策企画課土地利用政策班

1 パブリックコメント実施期間 令和7年9月8日（月）から10月6日（月）

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 12名（22件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

番号	意見の概要	県の考え方（案）
1	<p>千葉県の平地には遊休地が多く、畜産や農業に適しているが、土地が効率的に活用されていない。雑草や庭木の剪定枝、街路樹の伐採物などの植物性有機物を活用することで、農業を活性化できる可能性がある。バイオ発電は電力を生むだけでなく、堆肥や肥料などの農業資材を作ることができる。例えば、植物性有機物を堆肥化すると窒素資材になり、鶏糞を焼却するとリン資材になる。また、植物性有機物を焼却するとカリウム資材（草木灰）になる。現在、千葉県では民間の食品会社がバイオ発電を行っているが、行政が植物性有機物を活用したバイオ発電所を各市に設置すれば、農業資材を無料または低価格で提供できる。これにより農業利用が増え、土地利用が進むと考えられる。</p>	<p>地球温暖化が進む中、再生可能資源として、バイオマス資源の活用を推進する必要性はますます大きくなっていると考えております。</p> <p>バイオマスの利用については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現や循環経済への移行のため、バイオマス資源の利活用を促進する旨を記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
2	<p>鴨川市のメガソーラー計画について、現在、国の方針で全国的にメガソーラー設置が進められているが、これが本当に正しい方向なのか疑問である。SDGsの名の下に地球温暖化対策として推進されているが、自然破壊を助長しているように思える。</p> <p>ソーラーパネルを自宅や会社の屋上に設置することは認めざるを得ないが、自然豊かな大地を埋め尽くすような行為は許されない。熊本阿蘇のメガソーラーの惨状を見れば、自然破壊の深刻さは明らかである。一度壊した自然は二度と戻らない。釧路湿原でも同様に、生態系全体が破壊されている。こうした状況を未来の世代に残すことが本当に良いことなのか、深く考えるべきである。地球は人間の都合で好き勝手に扱うべきではない。限度を超えた自然破壊は許されない。今一度、再考していただきたい。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
3	<p>鴨川市のメガソーラー計画は、計画案「3（2）⑥自然環境や景観等の悪化への対応」及び「4（2）①暮らしと交わる自然環境の保全・再生」に記載されている方針に沿っていない。現在進んでいる工事を中止して計画を見直す必要がある。</p> <p>2018年に太陽光パネル造成に伴う土砂災害が原因で「うぐいすライン」が2年間通行止めとなった。このような事故が再発すれば、人的被害や地域経済への影響が甚大になる可能性がある。</p> <p>うぐいすラインの事故は口頭注意があったにもかかわらず適切な対応がなされず事故が発生したと聞く。今は即刻工事を中止して注意通りの対応が行われているかを確認すべきである。</p> <p>また、山を切り開いてコンクリートを敷くことで鴨川市の漁業や隣接市に影響を及ぼす可能性があるが、地域住民との合意形成が不十分であり、国や県の独断で進めるべきではない。</p>	<p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>

4	<p>鴨川市のメガソーラー計画に反対する。計画地は山地災害危険地区に指定されており、土砂災害や水害のリスクが高い。また、森林伐採により生態系や水脈が破壊され、漁業や農業など地域の一次産業に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>本事業は固定価格買取制度（FIT）を利用して収益を得るが、利益は外資や都市部企業に流れ、地元への還元が乏しい。事業者は住民説明会の開催を拒否しており、地域住民との対話や収支の透明性、災害防止策が不十分である。</p> <p>2021年の熱海市土石流災害では、太陽光パネルが土砂流出の一因とされ、同様のリスクが懸念される。また、森林伐採による水源の枯渇、土壌の劣化、生物多様性の喪失、パネル廃棄時の有害物質流出など、長期的な環境への影響も深刻である。観光資源としての景観も損なわれ、地域経済への打撃も予想される。</p> <p>地域の安全と環境を犠牲にする計画は持続可能性に欠けるため、計画の中止又は抜本的な見直しを求める。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p>
5	<p>計画を策定する前に、過去のメガソーラー事業の検証をお願いしたい。県内に設置されたメガソーラーがどれだけCO₂削減に寄与しているのか、それが県民の安心・安全、そして持続可能な電力供給に繋がるのか、数値で提示してほしい。</p> <p>特に鴨川市のメガソーラー計画については、以下の理由により一時停止を求める。</p> <p>①過去に設置されたメガソーラーの恩恵が県民に知らされていない。</p> <p>②土壌・海洋汚染リスクの調査や、責任・処理手順、調整池の保水能力の検証に疑問がある。</p> <p>③中国製パネルの人権問題への対応が不明確である。</p> <p>④2030年にはペロブスカイト太陽電池が本格事業化される予定であり、既存の太陽光パネルは自然負荷や廃棄処理の課題が未解決である。</p> <p>森林法に照らして、海洋、水質への悪影響、土砂崩れなどの検証データが不十分であるなら、このプロジェクトは即刻停止すべきである。住民説明会の開催が難しい場合、県のホームページや知事のSNSを活用して県民の民意を問うべきである。この点も計画に含めてほしい。</p>	<p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
6	<p>再生可能エネルギーの導入は自然環境を損なわないことを大前提とすべきである。特にソーラーパネルは家屋やビルの屋根への設置を基本とし、鴨川市のメガソーラー計画のような大規模な森林伐採を伴う事業は、生態系保全、防災、景観維持の観点から厳しく規制すべきである。既に着手している事業についても、これらの観点から厳格に再チェックを行い、その結果を公開の上、事業継続の可否を慎重に判断すべきである。</p>	

7	<p>自然破壊をしてまで千葉県にメガソーラーを建設する必要はないと考える。中国製のソーラーパネルを使うことで国内企業へのお金の循環が行われないことにも反対する。日本はすでにメガソーラーの割合が世界で最も高いと言われており、異常気象や光害などの影響も出ており、メガソーラーの役割は世界中で疑問視されている。これ以上メガソーラーを増やすメリットはない。未来の子どもたちのためにも、美しい自然を残していくことが私たちの使命である。自然破壊ではなく、自然を有効活用した農業や産業に方向転換するべきである。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
8	<p>太陽光発電設備の設置に伴う安全面や防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等の懸念を解決する前に導入を進めることで、後に費用や所有者の問題で改善が困難になる可能性がある。「環境等に配慮し地域社会との共生を図りながら導入を推進」ではなく懸念を解決することが先である。</p> <p>また、再生可能エネルギーは天候に依存するため、エネルギー供給の安定性に課題がある。従来の火力・水力・原子力発電がバックアップに回ることによって収益性を失い、存続が危ぶまれる状況も生じている。再生エネルギー事業者には、エネルギー蓄積や恒常的な出力確保を義務付けるべきであるが、蓄電設備の導入においても技術的・安全性の課題が多く、民間業者が対応できるものではない。</p> <p>さらに、環境面では台風等でパネルが飛散した場合の飛来物の危険や、山林の切り開きによる保水力の低下や洪水リスクの増大、盛土の崩壊による災害拡大の懸念がある。これにより、下流の市街地や温泉施設への影響、野生動物の生息地喪失による農作物被害の増加等の問題が発生する可能性がある。これらの影響に対する補償や対策費用の負担が不明確である。</p> <p>街や山林を破壊するレベルの事故が発生した場合、民間事業者が賠償責任を果たすことは困難であり、山林の復興は不可能である。再生エネルギー、特にメガソーラーは必要なのか。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
9	<p>メガソーラーが増加しており、規制の遅れには利権問題があると考えます。高齢化で山の管理が困難な場合は、行政がバックアップや、フォローできないか。</p> <p>森林税は広葉樹を植えて、豊かな日本の里山を取り戻すプロジェクトなどに使ってほしい。</p> <p>生態系の維持には山、木、川が不可欠であり、それらを破壊するメガソーラーの設置は問題である。広葉樹の豊かな森を失うことで生態系を崩し、熊や猪の被害が増加している。鴨川メガソーラーが工事中断・中止したら、禿山に広葉樹を植えるプロジェクトが必要である。日本の里山の本来の姿を次世代に残さなくてはならない。</p> <p>また、ソーラーパネル設置が原因となり、雨による土砂崩れや通行止めが発生している。これにより山間部では孤立状態となり、高齢者や通院者の生命に関わる問題となる。さらに、土砂被害、水質汚染、インフラへの影響、不動産価値の下落が懸念される。</p> <p>規制や環境アセスメントが厳しくなったものの、鴨川市のメガソーラー計画のような事例では、県や各庁が連携して中止してほしい。また、ソーラーパネルが劣化した際の対応や、禿山を修復する方法を今から検討してほしい。災害リスクについては、線状降水帯が頻発している中、山間部でのメガソーラー、違法盛り土、違法廃棄は危険であり、取り締まってほしい。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>

10	<p>太陽光発電設備の設置に関して、安全、防災、景観、環境への影響、廃棄に対する懸念を考慮し、地域社会との共生のうえで推進する必要があるとの方針には共感できる。</p> <p>しかし、鴨川市のメガソーラー計画ではCO₂吸収源である森林を伐採し、土砂災害のリスクがある工事が行われており、地域住民の不安が増加している。</p> <p>基本方針と現状の不整合の原因は、認可済の事業を中断又は廃止する権限が県にない点にあると考える。そのため、基本計画に「すでに認可済の事業であっても、県の基本的な考え方に沿った事業として適切なものを随時見直し、不適合な事業は中断又は廃止することによって千葉県国土利用施策を健全化する」旨を明記するよう提案する。</p>	<p>国土利用計画・土地利用基本計画は、農地、森林、宅地等の県土利用の基本的な方向性を示すとともに、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域の土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。</p> <p>本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、個別規制法により土地利用規制等を講ずることとしており、認可や廃止に係る基準などは各規制法等に定められているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
11	<p>太陽光発電設備や風力発電設備の設置に反対する。これらは環境を破壊する投資であり、アメリカや国際金融資本はすでにこの事業から撤退している。日本の行政だけが遅れた対応を続けている。</p> <p>「エネルギーの海外依存リスクが高まっている」と言うなら、供給が不安定な再生可能エネルギーよりも、安定した供給が可能な原子力発電を活用すべきである。また、「人と自然との関わりを大切にし、景観や地域の魅力を保全・向上させる」としながら、自然環境を損なう太陽光や風力発電設備を推進するのは矛盾している。</p> <p>国産エネルギー源として自給率向上に貢献しているなら、電気代はなぜ高いままなのか。毎月再生可能エネルギー発電促進賦課金を支払う一方で、なぜ日本の自然環境を破壊するのか。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠であることから、立地場所や環境保全に配慮しつつ導入していくことが必要であると考えております。</p> <p>太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置については、「4 県土利用・管理の基本方針」において、カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電設備や風力発電設備の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく旨を記載しております。</p>
12	<p>太陽光発電設備や風力発電設備の設置に反対する。自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得るとわかっていながら推進するべきではない。太陽光発電設備や風力発電設備は、火事になった場合や自然災害でのリスク、メンテナンスの費用等、メリットよりデメリットの方が大きい</p>	<p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
13	<p>太陽光発電設備や風力発電設備の設置に反対する。再生可能エネルギー施設について、自然環境・景観、生活環境との調和に配慮し、災害リスクを考慮するならば、最初から設置をやめてほしい。</p>	
14	<p>太陽光発電、風力発電の為に国土を利用することに反対であり、太陽光発電、風力発電を推進するような文言や、これらに関する文言をすべて削除してほしい。</p> <p>CO₂削減といいながら自然破壊し、森林環境税を毎月払わなければならないのはおかしい。</p> <p>自民党総裁選の候補者たちはメガソーラーの推進に反対しており、千葉県だけが推進することに疑念がある。</p>	

15	<p>「3（2）③ライフスタイルの変化への対応」の項目を全て削除するか、「外国人」「育成就労制度」「国籍」の文言を削除してほしい。</p> <p>外国人労働者向け住宅開発のための土地転用と思われる記載であり、外国人移民や外国人労働者向け住宅開発のための土地転用に反対する。</p> <p>外国人を含む、誰もがその人らしく活躍できる社会の形成が求められているという記載にも反対する。「ライフスタイルの変化への対応」をするべきは外国人であり、日本人に強制しないでほしい。</p> <p>世界ではグローバル化を推進しておらず、日本だけが遅れている。</p> <p>国家戦略特区の指定により、日本人の働く権利が脅かされている。「ライフステージに応じた働き方、誰もが自分に合ったライフスタイル」、「誰もがその人らしく活躍できる社会」を掲げるなら、まずは日本人の雇用や生活を優先し、賃金が上がらず、就労機会が減っている状況を改善すべきである。</p>	<p>「3（2）③ライフスタイルの変化への対応」については、県土を取り巻く社会情勢の変化等を記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、国土利用計画・土地利用基本計画は、県土について、県民の暮らしと関わりのある農地、森林、宅地等の土地利用の基本的な方向性を示すものであり、土地の取得を具体的に規制するための計画ではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、関係課に情報提供させていただきます。</p>
16	<p>「3（2）③ライフスタイルの変化への対応」の項目を全て削除するか、この項目の「外国人」、「グローバル化」、「育成就労制度」、「外国人労働者」、「国籍」等、日本人以外を指す文言を削除してほしい。</p> <p>外国人を受け入れるメリットはなく、治安が悪化する懸念がある。</p> <p>日本人の税金を使う行政の計画に外国人に関する文言を記載することはやめてほしい。日本人が海外で税金を使った援助を受けることがないのに、日本人が納めた税金を外国人のために使うのは日本人差別である。</p>	
17	<p>土葬、モスクやヒンズー教寺院等を建てること、外国人が日本の土地や不動産を購入することを禁止する条例を作してほしい。また、外国人によるモスクやヒンズー教寺院の建設、宗教学人の取得・設立・運営を禁止してほしい。外国人の土葬、モスクやヒンズー教寺院等の乱立、土地購入について、行政は政府に責任を転嫁せず、意見すべきである。外国人に土地を奪われることは侵略であり、日本の宗教や国土を蔑ろにしないでほしい。</p>	
18	<p>外国人労働者について、上限や規制を設けず受け入れを進めており、土地や水源などのインフラも外国人に購入されている。その結果、治安が悪化し、日本人が近寄れない地域やコロニーの形成、土葬問題の未解決などが生じている。</p> <p>外国人による土地購入や労働者の失踪について、県の政策を明確にしてほしい。空き家が多いからといって安易に外国人労働者を住まわせるべきではない。</p> <p>また、性的指向は性的嗜好の間違いだと思うが、外国人労働者の受け入れに関して「性的嗜好や性自認」に県政が触れる必要性があるのか疑問である。</p> <p>外国人労働者の受け入れについて、県政として、人数、国籍、思想、宗教、住居、帰国時期などを国政と連携して規制すべきである。現行の規制では移民化や国籍取得が容易であり、全国知事会などを通じて国政に働きかけてほしい。</p>	
19	<p>「7（5）農林水産業については担い手不足を解消するため、スマート技術の活用を図るとともに、新規就業者の育成・支援や集落を支える多様な人材と連携する。」の中に外国人が含まれているか。「多様」が示すものを具体的に示してほしい。</p> <p>先のホームタウン構想では、ナイジェリア政府と木更津市長のコメントが食い違った理由が説明がされていない。また、埼玉のクルド人問題や外国人犯罪者の不起訴多発など、日本社会が外国人と公平に意思疎通を図り適切に対応する能力に欠けていると考える。外国人受け入れに伴う問題の責任所在を明確にするため、自治体が主体性を持ち、市民に透明性のある説明を行い、責任を追及できるようにすべきである。</p>	<p>集落を支える多様な人材の具体例として、定年後に農業を始める定年帰農者や、農作業等を請け負う農業サービス事業者、他地域からの移住者、農福連携による障害のある人の就労、外国人材等が想定されます。</p> <p>いただいたご意見については、関係課に情報提供させていただきます。</p>

20	<p>過疎地への転入や就農が増えるように、TVや新聞・雑誌などの媒体で千葉県内・農林水産業を取り上げる比率を上げさせる条例を作れないか。</p>	<p>いただいたご意見については、関係課に情報提供させていただきます。</p>
21	<p>・新湾岸道路について、令和6年の千葉国道事務所の資料では東側起点を市原IC付近、西側起点を市川市高谷付近に設定することが計画されているが、三番瀬干潟を避けることは言うまでもなく、養老川下流部および河口、加えて谷津干潟への影響は考慮されているのか。東京湾奥の生物多様性は三番瀬だけでなく、複数の異なる健全な環境が残されていてはじめて維持される（例えば谷津干潟には東京湾では貴重なトビハゼの個体群が存在する）。三番瀬だけを残せばよいという発想は開発が進みきった東京湾に最後のとどめを刺すことになる。それは本基本計画にも繰り返し記されている生物多様性の保全・再生・創出という思想と相反するものであるが、そのことは十分理解されているか。</p> <p>・新湾岸道路は先に東側の一部を整備して、そのあとで三番瀬を通すという思惑があるのではないか。これまでに何度も市民の声で白紙撤回させてきた計画が今なお復活して議論に挙げられていることに衝撃を受けるが、今後絶対に三番瀬に手を付けないという保証はあるのか。</p>	<p>「7（1）東葛・湾岸ゾーン」において、千葉港や京葉臨海コンビナートをはじめとする、首都圏の重要な拠点をもつとともに、今後も千葉港の機能強化や物流施設の立地等の開発計画に伴い、交通需要の増大が見込まれていることを踏まえ、貴重な自然環境を形成している三番瀬や景観に配慮しつつ、新湾岸道路の整備を促進するなど、健全な生態系の確保と、持続的発展を支える産業基盤や県内外の交流基盤の整備を進めることを目指すこととしております。</p> <p>新湾岸道路の計画については、令和2年に策定された基本方針において、ルートや構造の検討にあたっては、千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、地域の生活環境に配慮した計画とすることが示されています。</p> <p>現在は、地域住民や関係者などと達成すべき目標や配慮すべきことに対する評価項目についての意見をコミュニケーションを図りながら確認しており、これらを踏まえ事業者において概略ルートや構造の検討が進められています。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>
22	<p>「二地域居住」について、首都圏内で実現可能な人がどれほどいるか不明であり、本計画に記載する根拠を知りたい。特に、毎日勤務地へ通勤する社会人や、職能が地域の産業構造に合わない人にとっては現実的でない場合が多い。また、移動距離や費用、道具・材料の運搬などの制約から、二地域居住が困難な職種も存在する。</p>	<p>二地域居住は、転職や転居をすることなく、生活の拠点を増やすことで、趣味や地域貢献など、自分のライフスタイルに合った豊かな生活を実現できることから幅広い世代で関心が高まっています。地方への人の流れを生み出し、地域の担い手確保や消費需要の喚起を通じて、地域経済の活性化に資すると考えられます。</p> <p>また、「4 県土利用・管理の基本方針」として、海と緑豊かな自然に囲まれ、都心へのアクセスも良好な本県の特徴を生かし、都市と農山漁村の交流を促進し、二地域居住、移住・定住につなげていくことで、都市住民の農地や森林の保全への関心の醸成を推進していきます。これらの点から、本計画に二地域居住について記載しております。</p> <p>なお、個別の事業に関するご意見は、関係課に情報提供させていただきます。</p>